

施策項目 17

働き方改革の推進

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 学校における働き方改革は、各学校の教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するために行う取組であり、学校運営（マネジメント）そのものであるという考え方の下、各学校における学校改革の取組を支援します。
- 校長のリーダーシップの下、教員一人一人が、ワークライフバランス\*の視点を持ちながら、自らの授業を磨き、人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を実践します。

主な取組

- **本来担うべき業務に専念できる環境の整備**
  - ・ 学校における働き方改革の手引「Road\*」の積極的な活用の促進
  - ・ 学校における情報化の推進に対応し、校務の効率化や事務作業に要する時間の減少を図るため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、ICTを積極的に活用した教育活動や業務の推進
  - ・ 学校における働き方改革の趣旨が保護者や地域の方々に浸透するよう、積極的な情報提供や広報活動を展開
- **部活動指導に関わる負担の軽減**
  - ・ 生徒のけがの防止や心身のリフレッシュ、教職員の過度な負担の抑止を図るため、「北海道における部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動休養日の完全実施を推進
  - ・ 技術指導や安全管理を交代で行う「複数顧問」や、教職員に代わって指導を行う「部活動指導員」の配置の推進と効果的な活用
  - ・ 休日の部活動の地域移行に向けた地域の実情に応じた検討と具体的な取組の推進
- **勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実**
  - ・ 教職員の在校等時間\*の客観的な計測・記録及び公表
  - ・ 定時退勤日の実施や年次有給休暇の取得促進、週休日の振替、勤務時間のスライド、振替期間等の特例の活用、1月単位及び1年単位の変形労働時間制の適用等によるワークライフバランスを意識した働き方の推進
  - ・ 教職員が休養を取りやすい環境を整備するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定を推進

## 関連する主なSDGsの目標



### ○ 教育委員会による学校サポート体制の充実

- ・ 教職員のストレスチェックや産業医による面接指導の実施など、メンタルヘルス対策の推進
- ・ 調査の必要性や手法の妥当性を考慮するなど、学校を対象とする調査業務の見直し・精選の推進
- ・ 学校が抱える諸課題に対し スクールロイヤー\*等による 法的な観点からの支援と積極的な利用の促進

### 学校における働き方改革の目的

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。

(平成 31 年 1 月 中央教育審議会答申)

長時間勤務の解消

本来業務の時間確保  
による授業力向上

子どもたち一人一人の  
学びを支える教育の充実

- ・ 働き方改革手引の活用
- ・ ICTによる業務の効率化
- ・ 部活動の地域移行
- ・ 学校閉庁日の設定

- ・ 授業準備・教材研究の充実
- ・ 研修の受講機会の確保
- ・ 若手教員の育成
- ・ 心身の健康維持・向上

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ・ ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実



- ・ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ・ クラウドサービスやデジタル教材を活用した教育活動の充実
- ・ 校務支援システム等を活用した業務の推進

### 【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
時間外在校等時間が 1 か月 45 時間以内となる教育職員の割合		
時間外在校等時間が 1 年間 360 時間以内となる教育職員の割合 (道立学校)		
市町村立学校の時間外在校等時間を公表している市町村の割合		



### 担当課 HP

#### ●ワークライフバランス

「仕事 (ワーク)」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「生活 (ライフ)」のバランスが取れた状態。

#### ●働き方改革の手引「Road」

北海道教育委員会が、働き方改革を進めるためのプロセスやポイント、業務改善を実践した学校の具体的な取組事例や手順等を取りまとめた手引。

#### ●在校等時間

学校に在籍している時間に「校外において職務として参加する研修や児童生徒を職務として引率する時間、テレワークの時間」を加え、「勤務時間外における自己研さん及び業務外の時間や実際に休憩した時間」を除いた時間。

#### ●スクールロイヤー

学校現場における外部からの過剰な要求など対応困難な諸課題に対し、専門的知見に基づき、解決に向けて学校への法的助言を行う弁護士。